

平成29年度  
第7回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

平成30年2月13日開会

高松市農業委員会

平成29年度第7回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成30年2月13日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 21人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 3人

- 3番 佐竹 博巳
- 15番 富本 正樹
- 22番 橋田 行子

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主 幹 豊島 俊治
- 主 査 森 亮介
- 主任主事 寺井 康弘

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請  
について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計  
画変更申請について
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第10号 非農地証明願について
- 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の  
規定による開発計画に対する意見について
- 議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意  
見について
- 議案第14号 農地転用許可後の転用事業の促進について
- 議案第15号 農用地利用配分計画（案）について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から平成29年度第7回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。

なお、佐竹委員、富本委員、橋田委員から欠席の連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が有りませんので、議事録署名委員は16番妹尾委員、17番花澤委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島副主幹** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が転用目的で、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番に関連しています。

2番から4番までは、賃貸人が自ら耕作するため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

5番と6番は、賃借人が耕作不便で、耕作者を変更するため香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

7番は、賃貸人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権の2番に関連しています。

2ページをお開きください。

8番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

9番は、賃貸人が自ら耕作するため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

10番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

11番は、賃貸人が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約

したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権34番に関連しています。

12番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権3番に関連しています。

2番は、借人が労力不足のため返還するものです。

3番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。

4番は、貸人が耕作するため返還を受けたものです。

5番は、借人が労力不足のため返還したものです。

6番も、借人が労力不足のため返還したもので、返還後は別の農家へ貸し付ける予定です。

7番は、貸人が転用目的で孫である借人から返還を受けたものです。

8番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借8番に関連しています。

9番は、貸人が別の農家に貸し付けるため返還を受けたものです。

議案書4ページをお開きください。

10番は、貸人が転用するため返還を受けるものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について12件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について10件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の高砂委員より報告をお願いします。

**高砂委員** 今回の特別現地調査委員は、妹尾委員、花澤委員と私の3名で現地調査を実施しました。

内容につきましては、現地調査委員を代表して妹尾委員から報告をお願いします。

**妹尾委員** 現地調査委員の妹尾です。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

申請地は、高松市立玉藻中学校南西100メートルに在り、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請者が建築、経営している既存の共同住宅の北側に位置し、高松市道沿いで交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が4.19平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたします。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**寺井主任主事** 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

2番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和62年12月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が243.04平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、宅地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が404.68平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、会社を経営する子供への貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年2月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が15.91平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年2月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が302.02平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年2月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が558.61平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、申請地と併用宅地の面積合計は、非農家住宅の敷地面積500平方メートルを超えますが、隣接地に在る申請者の農地とは一体利用ができないため問題ないと考えます。

8番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣事業者からの利用申込みも提出されており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣事業者からの利用申込みも提出されており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、2階建1棟の娘世帯への貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住宅を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和59年3月に車庫を建築済みですが、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が405.59平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、申請地と併用宅地の合計面積は500平方メートルを超えますが、200平方メートル未満の過少残地の取扱いができませんと問題はないと考えます。

11番は、2階建4棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番と13番は、3世帯住宅の宅地拡張及び進入路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地拡張及び進入路の拡幅であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,193.88平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、3世帯住宅であることから、総敷地面積は問題ないと考えます。



14番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣事業者からの利用申込みも提出されており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成26年に造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、2世帯の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住宅拡張であり他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部は昭和44年に造成・建築済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が546.40平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、2世帯住宅であることから、総敷地面積は問題ないと考えます。

16番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接で所有する農地の耕作の利便性を向上させるためのもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和41年6月に設置済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、農業用施設であることから無断転用とはしません。

17番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有農地近くで建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が101.72平方メートル有ります。

18番は、盆栽の栽培及び販売のための作業所兼販売所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、盆栽栽培の農地近くにあり事業上、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年7月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が112.87平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

19番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、経営している会社及び所有農地に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、申請者が経営している会社の露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、利用する会社の隣であり利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について19件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、昭和51年5月31日付けで使用貸借による権利を設定し、分家住宅用地として許可を受けていましたが、転用計画の中止により許可の取消願があったものです。

なお、取消のあった農地については今後も農地として継続利用するものです。

2番は、平成18年1月25日付けで非農家の自己住宅用地として許可を受けていましたが、転用計画の中止により許可の取消願があったものです。

なお、取消のあった農地については新たな転用計画があり、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借9番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番の転用者は、自営で建設業を営んでおり、平成17年3月25日付けで住宅及び物置兼車庫用地として、住宅2階建1棟及び物置兼車庫平屋建1棟を建築する目的で許可を受けていましたが、許可後まもなく経済的事情により事業遂行ができなくなったものの、その後経営が順調に回復し、建築予定建物を隣接する宅地において確保することができ、許可済み地を事業上の新たな必要性が生じた露天資材置場用地とするため事業計画変更申請するものです。

2番は、平成24年5月1日付けで分譲住宅用地として許可を受けていましたが、依然、1区画1棟が未完了となっていることから、工事完了日を平成30年5月31日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、昭和52年6月3日付けで住宅用地として、受理されていましたが、事業遂行ができず今日に至っており、この度、承継者として近隣の事業者から露天駐車場として

利用したい旨、要望があったため承継を伴う事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権9番に関連しています。

2番は、平成17年3月25日付けで住宅2階建1棟、物置兼車庫平屋建て1棟として、転用許可を受けていましたが、許可後まもなく経済的事情により工事が未実施のまま今日に至っており、この度、申請地で他の者の住宅建築の要望があり、住宅2階建1棟として承継を伴う事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権23番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号については承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の高砂委員より報告をお願いします。

**高砂委員** 現地調査委員の高砂です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の2番及び5番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。内容につきましては、4条特別議案に引き続き妹尾委員から報告をお願いします。

**妹尾委員** それでは、4条特別議案に引き続き私から報告します。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、まず、所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立太田中学校東 650メートルに在り、8階建 47戸の分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、100メートルほど西に在るサン・フラワー通り沿線は商業施設が数多くあり生活に便利で、周辺は宅地化が進み住環境が良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立多肥小学校西 50メートルに在り、児童増加により、既存

の運動場に校舎等を増築することになり、その代替運動場及び進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は小学校から徒歩数分の距離に位置し、児童の移動の利便性・安全性から見ても問題なく、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が1,082.99平方メートルあり、使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立龍雲中学校南西1キロメートルに在り、貸し高齢者共同住宅の造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道高松・香川線、国道193号線及び琴電仏生山駅に近く交通の利便性が良く、周辺には同様の施設がなく、利用需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が1,313.80平方メートルあります。5条許可申請特別議案所有権4番及び使用貸借1番と関連し、一体の開発許可申請となっています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立龍雲中学校南西1キロメートルに在り、7区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道高松・香川線、国道193号線及び琴電仏生山駅に近く交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用用悪水路等が46.47平方メートルあります。5条許可申請特別議案所有権3番及び使用貸借1番と関連し、一体の開発許可申請となっています。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。

5番の申請地は、高松市立国分寺中学校南東280メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に面し交通の利便性が良く、都市計画用途地域にも80メートルと近接し、周辺は教育・商業施設が整い生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止し、付け替えする併用公衆用道路等が178.90平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページをお開きください。賃借権について説明します。

1番の申請地は、高松市鶴尾出張所南東300メートルに在り、家具・インテリア・生活雑貨販売の店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、国道11号線に面し交通の利便性が良く、現在、近隣の大型商業施設内に入店している店舗を申請地に移転するもので、周辺には同様の店舗がなく、需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性は認められますが、隣接農地関係者2人のうち、1人からは同意が得られていないものの、転用者が被害防除計画書の内容を履行し、被害が発生したときは転用者及び当事者間において解決する旨の確約書が添付されています。進入路として利用する併用雑種地等が246.57平方メートルあります。

なお、土地所有者が申請地の一筆の一部を造成し、農地管理のための駐車場として利用しており、併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、香川大学教育学部附属高松中学校南東300メートルに在り、自動車販売業を営む転用者が、新たに店舗・自動車修理工場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道32号線沿いで交通の利便性が良く、都市計画用途地域に50メートルほどと近く、周辺には他社の自動車販売店が多数建築されており、購入需要及び販売の相乗効果が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,051.34平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4ページをお開きください。使用貸借について説明します。

1番の申請地は、高松市立龍雲中学校南西1キロメートルに在り、先ほど説明しました特別議案所有権3番及び4番と一体の開発許可申請となっており、貸人の農地所有適格法人と転用者は関連する法人で、使用貸借による権利を設定し、所有権3番の貸し高齢者共同住宅の入居者用の露天貸駐車場及び進入路用地として転用申請するものです。所有権3番、4番と同様、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権5件、賃借権2件、使用貸借1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたします。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

2番の転用者は、不動産業を営んでおり、宅地分譲用地として転用申請するものです。立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が348.09平方メートルあります。

11ページを御覧ください。

8番は、共同住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和54年11月に造成済ですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,250.48平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番の転用者は、理容店を経営しており駐車場が手狭となったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用堤が18平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

10番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成9年4月に一部造成されておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番の転用者は、幼稚園を運営しており、認定こども園への移行により園児数が増大し運動場が手狭となることから、認定こども園の運動場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、認定こども園に近接しており利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農



地返還通知3番に関連しています。

12番は、市外に在住の従弟同士が各々生活するうえでの収入を得るため、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、不動産会社に管理委託し経営するもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が621.69平方メートルあります。

13番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用できないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が471.96平方メートルあります。

14番の転用者は、個人で宅地建物取引業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が220.09平方メートルあります。

16番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が102.87平方メートルあります。

17番の転用者は、不動産業を営んでおり、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12ページを御覧ください。

18番は、生活する上での収入を得るため、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番の転用者は、建築業を営んでおり、業務拡大により資材置場が手狭となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が291平方メートルあります。

21番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅や共同住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が154.70平方メートルあります。

22番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅や共同住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が21平方メートルあります。

23番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅や共同住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請2番に関連しています。

24番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番の転用者は、高松市内で歯科医師として勤務しており、独立開業するため歯科医院用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道岡本・香川線に面し、交通の利便性も良く、周辺には同じ診療科目の医院がなく、需要も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅や共同住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が438.92平方メートルあります。

27番の転用者は、不動産業を営んでおり、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

28番の転用者は、認可地縁団体であり、集会所の敷地内にある駐車スペースが手狭であることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、集会所に隣接し利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

13ページを御覧ください。

29番は、共同住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成16年3月に造成されておりますが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が617.78平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

30番は、父所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に近く農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

31番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

33番は、納屋の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、敷地の拡張であり、他の土地に代えて転用できないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が244平方メートルあります。

34番は、高松市が川島地区幼保一体化施設整備事業の実施に当たり、認定こども園への進入路が必要となったことから、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知11番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

14ページを御覧ください。

3番の転用者は、不動産業を営んでおり、業務上関連のある診療所の駐車場が手狭となったことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道山崎・御厩線に面し、診療所から50メートルと近く利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、所有権34番の川島地区幼保一体化施設整備事業のため、工事車両通行用の仮設進入路用地として平成30年4月1日から38年3月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実に認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

15ページを御覧ください。

1番は、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年ごろに造成されていますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が49.66平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、義父所有の農地を借り受けて発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを284枚、6基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を

受け、四国電力への系統連系の申込みも平成29年12月6日に受付けされており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、不動産業を営んでおり、関連する法人所有の農地を借り受けて露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が56平方メートルあります。

6番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番に関連しています。

7番は、義母所有の農地を借り受けて2世帯住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています。

9番は、叔母所有の農地を借り受けて非農家の自己住宅用地として転用申請するもの

です。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、5戸以上の住宅の敷地がそれぞれ概ね50メートル以内の距離で連たん集合している集落内にあり、第1種農地の不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請に係る面積が700平方メートルを超えていますが、進入路及び法面を除いた建築可能な有効利用面積は365.04平方メートルであり、500平方メートルを下回っていますので、特に問題はないと考えます。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願2番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権29件、賃借権2件、使用貸借8件、計39件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

**三好委員** 議長——10番。

**議長** 10番——三好委員。

**三好委員** 使用貸借3番の申請について農業試験場の跡地を購入する際の条件がついていたと記憶しているのですが、条件はクリアされたのでしょうか。

**川西事務局長** 平成25年8月に高齢者向けの住宅、農家レストラン、庭園、宅地分譲等の関連施設を整備する目的で許可を得て取得したもので、計画実現のための転用申請であることから、問題ありません。

**議長** 他に御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島副主幹** 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を作付け

するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番も、譲渡人が農業を廃止するため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は黒豆等を作付けするものです。

下限面積については、農地法第18条第6項の規定による通知7番が提出されており要件を満たします。

3番・4番・5番は、自作地を相互に交換するもので、所有する隣接農地とともに野菜、米麦をそれぞれ作付けするものです。

6番は、後継者に部分贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7番は、後継者に一括贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

8番は、譲渡人が兼業・高齢化のため経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

9番は、譲渡人が労力不足であることから、農業経営基盤強化促進法で貸し付けた申請地を借り人へ譲り渡すもので、取得後は引き続き水稻を栽培するものです。

10番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

11番は、譲渡人が労力不足であることから、農業経営基盤強化促進法で貸し付けた申請地を借り人へ譲り渡すもので、取得後は引き続き水稻を栽培するものです。

議案書17ページをお開きください。

12番は、譲渡人が耕作不便であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はレモンを作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、隣接農地を分家住宅用地に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため使用貸借により10年間借り受けるものです。

2番は、経営移譲年金受給のため後継者へ10年間使用貸借するもので、引き続き水稻を作付けする予定です。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転12件、使用貸借2件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)



**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたします。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**寺井主任主事** 議案第10号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

1番・2番は、農業用水路及び農道として、1番は昭和54年から、2番は平成4年から利用しているもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

3番は、申請者が相続した平成3年から、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

4番は、農業用水路として、昭和55年から利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたします。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島副主幹** 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書20ページをお開きください。

1番・2番について、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

なお、申告期限の関係から、2番については、会長専決により2月5日付けで証明書

を交付しています。

以上、議案第 11 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 11 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、専決の承認及び証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第11号は承認及び証明することにいたします。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の1の2ページを御覧ください。

平成30年1月15日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会があり、3ページには同月11日付けで牟礼町地区での事業について、牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

4ページ以降には、位置図、地籍図、現況平面図、利用計画平面図、断面図、求積表、緑化計画図を付しています。

1ページに概要をまとめておりますので、御覧ください。

申請地は、主要地方道高松・牟礼線から東に1キロメートルの位置にある山林6,394平方メートルです。

土地開発行為の目的は土石の採取（採石事業）です。

変更内容は採石事業継続に伴う開発期間の延長であり、完了日を平成30年3月28日から33年3月28日に変更するものです。

平成30年1月26日に牟礼地区・庵治地区担当委員と地区担当職員とで開発場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺及び裾野には農地がありますが、沈砂池及び排水施設も整備されており、開発による直接の影響はないと判断されますので、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

続いて、資料1の2の2ページを御覧ください。

平成30年1月15日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会があり、3ページに

は同月11日付けで牟礼町地区での事業について、寺井町の採石事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

4ページ以降には、位置図、地籍図、現況平面図、利用計画平面図、断面図、求積表、緑化計画図を付しています。

1ページに概要をまとめておりますので、御覧ください。

申請地は、主要地方道高松・牟礼線から東に800メートルの位置にある山林3,079平方メートルです。

土地開発行為の目的は土石の採取（採石事業）です。

変更内容は採石事業継続に伴う開発期間の延長であり、完了日を平成30年3月28日から33年3月28日に変更するものです。

平成30年1月26日に牟礼地区・庵治地区担当委員と地区担当職員とで開発場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺及び裾野には農地がありますが、沈砂池及び排水施設も整備されており、開発による直接の影響はないと判断されますので、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

続いて、資料1の3の2ページを御覧ください。

平成30年1月15日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会があり、3ページには同月11日付けで牟礼町地区での事業について、牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

4ページ以降には、位置図、地籍図、現況平面図、利用計画平面図、断面図、求積表、緑化計画図を付しています。

1ページに概要をまとめておりますので、御覧ください。

申請地は、主要地方道高松・牟礼線から東に200メートルの位置にある山林及び畑の計7,290平方メートルです。

なお、申請地に畑2筆が含まれていますが、平成11年7月12日付けで非農地証明済みです。

土地開発行為の目的は土石の採取（採石事業）です。

変更内容は採石事業継続に伴う開発期間の延長であり、完了日を平成30年3月25日から33年3月25日に変更するものです。

平成30年1月26日に牟礼地区・庵治地区担当委員と地区担当職員とで開発場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺及び裾野には農地がありますが、沈砂池及び排水施設も整備されており、開発による直接の影響はないと判断されますので、高松市長には、「開

発に当たっては、開発区域の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第12号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について3件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第12号は原案のとおり意見決定し、回答することにいたします。

次に、議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の1の2ページを御覧ください。

平成30年1月18日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会があり、4ページには同月11日付けで牟礼地区での事業について、牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

8ページ以降には、位置図、地籍図、現況平面図、採取計画平面図、断面図を付しています。

1ページに概要をまとめておりますので、御覧ください。

申請者及び申請地は、議案第12号の資料1の1で御説明しました事案と開発区域は同一であり、現地調査は土地開発行為変更協議に係る調査と併せて実施しております。

地区担当委員と協議した結果、採石場の周辺及び裾野には農地はありますが、直接の影響はないと判断されますので、高松市長には、「採石に当たっては、採石場の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

続いて、資料2の2の2ページを御覧ください。

平成30年1月18日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会があり、4ページには同月11日付けで牟礼地区での事業について、寺井町の採石事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるも

のです。

8 ページ以降には、位置図、地籍図、現況平面図、採取計画平面図、断面図を付しています。

1 ページに概要をまとめておりますので、御覧ください。

申請者及び申請地は、議案第12号の資料1の2で御説明しました事案と開発区域は同一であり、現地調査は土地開発行為変更協議に係る調査と併せて実施しております。

地区担当委員と協議した結果、採石場の周辺及び裾野には農地はありますが、直接の影響はないと判断されますので、高松市長には、「採石に当たっては、採石場の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

続いて、資料2の3の2ページを御覧ください。

平成30年1月18日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会があり、4ページには同月11日付けで牟礼地区での事業について、牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

8 ページ以降には、位置図、地籍図、現況平面図、採取計画平面図、断面図を付しています。

1 ページに概要をまとめておりますので、御覧ください。

申請者及び申請地は、議案第12号の資料1の3で御説明しました事案と開発区域は同一であり、現地調査は土地開発行為変更協議に係る調査と併せて実施しております。

地区担当委員と協議した結果、採石場の周辺及び裾野には農地はありますが、直接の影響はないと判断されますので、高松市長には、「採石に当たっては、採石場の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について3件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第13号については原案のとおり意見決定し回答することにいたします。

次に、議案第14号 農地転用許可後の転用事業の促進についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

**多田農地係長** 議案第14号 農地転用許可後の転用事業の促進について御説明申しあ

げます。資料3の1ページを御覧ください。

申請地は、平成28年8月30日付け高農委第52(8)7号で農地法第5条第1項の規定による許可を受け、平成29年1月16日付けで造成工事が完了した旨の農地法第5条許可に伴う工事進捗状況報告書が提出されていますが、工事完了予定日である平成29年3月31日を9カ月余り過ぎても転用目的である店舗等の建築工事の着手が確認できず、放棄された状態となっていることから、農地法第51条及び国が示す平成26年1月10日付け通知「違反転用の是正に係る取組の強化等について」に基づき、第7地区部会から転用許可を受けた事業者に対して、具体的な今後の全体計画の方針・事業進捗計画及び許可条件についての認識について、文書による回答依頼の要請があったため、2ページの別紙1(案)の内容により、発出するものです。

以上、議案第14号 農地転用許可後の転用事業の促進について御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号については、原案のとおり決定し文書発送することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第14号は原案のとおり文書発送することに決定いたしました。

次に、議案第15号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第15号 農用地利用配分計画(案)について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、高松市長から、農用地利用配分計画について、1月19日付け高農第743号で1件の意見伺いが提出されております。

この対象となる農地については、平成29年12月26日付けで公告された利用配分計画に基づき、既に別の耕作者に貸付けが行われていますが、借り手側の都合により引受けの継続が困難となり、香川県農地機構に対して、借受けを別の耕作者に移転する旨申出があったもので、新たな利用配分計画の認可を受けるに当たり、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されているものです。

申出件数1件、筆数1筆、面積が918平方メートルで、認可の公告は、3月31日を予定しております。

以上、議案第15号 農用地利用配分計画(案)の1件について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号については、異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第15号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、報告事項として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

**多田農地係長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料5を御覧ください。期間は平成30年1月6日から2月6日までであります。

まず、許可件数ですが、12月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が4件、1月議決分といたしまして4条が19件、5条が28件、合計で4条が19件、5条が32件です。

許可保留件数につきましては、12月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が2件、1月議決分といたしまして4条が0件、5条が7件、合計で4条が0件、5条が9件です。

取下につきましては、4条、5条ともにありませんでした。

次に、許可保留について御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

5条関係で、11月議決分の8番、12月議決分の賃借権3番が開発許可未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同じく5条関係で、1月議決分の1番・3番・6番・12番・16番が開発許可未了により許可保留となっております。なお、6番については、併用宅地があり、合計面積が700平方メートルを超えることから開発許可対象となっているものです。

5ページを御覧ください。

同じく5条関係で、1月議決分の19番・21番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成29年度第7回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時20分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員